

松戸市教育委員会会議録

平成24年9月臨時会

松戸市教育委員会会議録

平成24年9月臨時

開 会	平成24年9月20日 (木) 17時00分	閉 会	平成24年9月20日 (木) 18時20分	
署名委員	委員長 關 英 昭	委 員	瀧 田 泰 子	
出席委員 氏 名	委員長 關 英 昭	○	委 員 八 田 賢 明	○
	委員長職務代理者 川村 絹 慧	○	委 員 山 田 達 郎	○
	委 員 瀧 田 泰 子	○	教育長 山 根 恭 平	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 24 年 9 月臨時教育委員会

No.	部課名 及び 職名	氏 名	No.	部課名 及び 職名	氏 名
1	生涯学習本部長	柳 説子	21		
2	学校教育担当部長	遠藤 雅彦	22		
3	企画管理室長	平林 大介	23		
4	〃 参事補	山口 明	24		
5	〃 専門監	高橋 昌之	25		
6	〃 室長補佐	堀内 文江	26		
7	〃 主査	小宮 光生	27		
8	〃 主任主事	藤中 孝一	28		
9	指導課長	相磯 克典	29		
10	補佐	生貝 博子	30		
11	補佐	小出 斉	31		
12	指導主事	佐藤 道照	32		
13	学務課長	泉 晴行	33		
14	補佐	鮎川 涉	34		
15	管理主事	熊澤 光洋	35		
16	保健体育課長	加藤 博之	36		
17	教育研究所長	大井 徹	37		
18			38		
19			39		
20			40		

平成24年9月臨時教育委員会会議次第

1 日 時 平成24年9月20日（木） 午後5時00分

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

① 市内中学生のいじめについて

(学務課)

4 その他

委員長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に1名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づきこれをお認めいたしますので、ご了承願います。

それでは、傍聴人に入ってください。

(傍聴人入室)

◎開 会

委員長 ただいまから平成24年9月臨時教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人、瀧田委員をお願いします。

◎市内中学生のいじめについて

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は市内中学生のいじめについてであります。

新聞報道等でご案内のとおり、市内中学校の1年生がいじめを受けたとして被害届を警察に提出し、受理されました。この事件に関する経過と教育委員会の対応について、事務局よりご説明願います。

学校教育担当部長 本日は急遽、臨時の教育委員会会議を開かせていただきまして、本当にありがとうございます。

今ご説明がありましたとおり、市内の中学校でいじめ問題が起こり、テレビや新聞等で報道があり、教育委員の皆様方には多大なご心配をおかけしました。まことに申しわけございませんでした。

本日は、事故の一報はこれまで入れさせていただいておりますが、改めて経過とその後について報告をさせていただきたいと思っております。また、今後対応していく上で参考となりますご意見、ご助言等をいただければと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

詳しい説明は、学務課長、お願いします。

学務課長 私のほうから、今回の件に関しまして、いじめの内容及び経緯についてお話し申し上げます。

まずはいじめの内容です。関係した生徒の数は11名。期間は5月下旬から1学期終了まで。内容としましては、1、シャーペンの芯で突っつく、2、「僕は〇〇です」と言わせた、3、足を踏んだ、4、本人の嫌がる糸くずを近づけた、くっつけた、5、下品な言葉をオウム返しさせた、6、「針、画鋏」と言いながら刺す動作をして脅した。

経緯ですが、7月25日から始まります。市教委に被害生徒保護者の相談者より、「被害生徒の保護者は学校へ一切伝えていないが、ある子が釣りで使う毛ばりを集団で刺されている。学校は事実を把握しているのか、極秘で調査してほしい」といった内容の電話が市教委にありましたので、学校へ調査の指示を出しました。しかし、極秘での調査依頼であったため、生徒へも聞き取りを行うことができませんでしたので、教職員より聞き取りを行いました。特定はできませんでした。

7月27日、被害生徒保護者の相談者と学校が面談、市教委も同席しました。被害生徒の保護者も途中から同席し、被害生徒の氏名がここで初めて判明いたしました。そして、話し合いの中で、4人の加害者と思われる生徒の名前、さらには足の診断書のコピー、生徒のやり取りの録音のあることが判明いたしました。当初、相談者よりは、釣り針でやったかどうかその事実を聞きたいという依頼があり、学校は釣り針や毛ばりで刺したり、そういった行為があったかどうかを中心に、いじめの事実について当該クラスの生徒から聞き取り調査を進めました。その中では、先ほど申したようなちょっかいを出したけれども、釣り針で刺したということは確認できませんでした。

8月2日、相談者からUSBの録音の内容を確認してほしいと連絡があり、8月3日、教頭と担任と市教委で録音の内容を確認し、その中に、言いたくないことを言わされているなど、他のいじめの事実が推測される内容があり、再度クラスの被害生徒以外の生徒から聞き取りを行いました。その中からいじめの事実には11名の生徒の名が出てきました。しかし、釣り針で刺したということは確認できませんでした。

8月6日、保護者の相談者と校長、教頭、担任、市教委が面談し、校長が前日までに確認できた事実について、被害生徒の保護者に謝罪いたしました。先方からは、まだ針について

食い違いがあり、徹底的に調べてほしいという依頼があり、残りの生徒の調査を続ける中で、目撃情報から、3名が「針」と言いながら刺す動作をして脅していた、縫い針を持って被害生徒に向けた、「画鋸、画鋸」と言って持っているふりをするなどの事実が出てきました。

これらを受けて、8月10日、臨時保護者会を開催いたしました。

翌8月11日、加害者の生徒と保護者4家族に学校より指導を行い、被害生徒の保護者に電話連絡をし、4家族が謝罪をしたい旨を伝えるが、謝罪については自宅に来ることがないようお願いしたいとの申し出がありましたので、現在もそのままになっております。

16、17、21、23日と、繰り返し校長が保護者宅に電話をかけておりましたが、つながりませんでした。内容としましては、24日の全校集会のこと、9月からの学校の体制についての説明であります。

8月24日、全校集会でいじめにかかわる校長講話、全校生徒に無記名アンケートの実施、当該クラスでは記名の上、針を使ったいじめに関するアンケートの実施を行いました。

9月3日、第2学期始業式。学校は迎える準備をしておりましたが、当該生徒は欠席。父親より学校へ、問題の解決が図られていないため欠席するとの連絡が入りました。

翌4日、当該生徒は欠席。9時に校長より電話を入れるが、連絡がとれません。被害生徒保護者より、弁護士を通して通知書が学校に送付されてきました。9月4日に受領。受領翌日1週間以内に連絡を要求されました。

翌5日、校長より弁護士に電話連絡をし、通知書を受領したこと、開示については個人情報が多く含まれるので、調整のため時間をいただきたいということについて話をしたところ、弁護士からは特段の反応がなかったので、了解を得たものと思っていました。

9月11日、校長が弁護士に電話連絡したところ、被害生徒の保護者はいまだ資料の開示がないことを極めて遺憾に思われていると聞き、双方にそごがあったことを認識しました。その日の午後、弁護士より照会書が改めて生徒の会話が録音されたCDとともに、学校に届きました。同じ11日に、NHKによる、被害保護者が松戸警察に被害届を出すという報道が出ました。

翌12日、11時より記者会見。学校の混乱を避けるために、また学校の知り得た情報を提供することを目的に実施しました。市教委としても、学校とも相談して、クラスの生徒保護者の最終確認の後、アンケートをすべて公開したいという意図があったのですが、このことが十分伝わらなかったことについては、責任を痛感しております。

同日7時より、小金中において、学級保護者会を行いました。

9月13日、弁護士から校長に電話が入り、自分ら5人は代理人を辞任したということで、連絡が入りました。

13、14両日、生徒については警察より事情聴取。学校側は、聴取を受けた家庭に家庭訪問。市教委としてはスクールカウンセラーの派遣を行いました。

9月15日の土曜日に、全校保護者会を行い、717名の生徒のうちの361名の保護者の参加をもって実施されました。

9月19日、新たな弁護士から、3通目の通知書が届きました。

以上が、これまでの経緯でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上のような経過説明であります。まずその経緯等について質問がありましたらお伺いします。

山田委員 どの中学校かというのは名前が出ているのでいいんですけども、特定の個人の話をするべき場ではないと思いますので、そういう質問はいたしません。

ちょっと早くて聞き漏らしたところについて、確認をしたいと思います。

通知書で要求があった、最後3通目までありましたけれども、最初がいつで、中身の趣旨は何でしたか。2番目、3番目も。3番目のほうは代理人就任の通知だけですか。そこら辺のことを、かいつまんで教えてください。

学務課長 1通目が9月4日で届いております。内容は、自分たち5名が被害者より代理人の依頼を受けたということ、保有している情報の提供の依頼がありました。

山田委員 情報の提供ですか。

学務課長 はい。生徒に対して聞き取った聞き取り調査の書類、保護者会等の議事録、そしてアンケート結果等でございます。

そして、9月11日に照会書ということで、同様のものが参りました。急ぎ開示をお願いしたいということです。

それから、これら2通についての代理人は、13日付で辞任いたしております。

山田委員 それも通知が来たんですか。

学務課長 それは連絡ということで。

山田委員 電話連絡で。

学務課長 いや、文書で来ました。

山田委員 文書で来た。

学務課長 はい。最初はもちろん電話で、その後文書で参りました。

そして、9月19日に新たな代理人という方々から、代理人になったということと、これまで知っている情報の提供をお願いしたいという内容のものが参りました。

以上です。

山田委員 これへの提供はまだということですね。

学務課長 9月19日ですので、3日以内という要求がありましたので、今、学校側が準備を整えているところでございます。

山田委員 まずはちょっと事実だけを先にとと思うので、また意見は後でということ。

診断書については学校も見ているんですか。

学務課長 学校が写しをいただいております。

山田委員 そうですか。それは報道でも、どういう診断書であると。

学務課長 その辺は、今ちょうど捜査が始まっておりますので。

山田委員 ちょっと言えない。

学務課長 ええ。ただ、学校側が受け取ったものと被害届等につけて出された診断書とは別物のようでございます。治療期間が入っておりませんでしたので、学校側が受け取ったものには、NHK報道では6カ月のという具体的な数値がありましたけれども、学校側が受け取った写しにはそういった治療期間は書いておりませんでしたので、おそらく別の種類の診断書ではないかと推測しております。

山田委員 それから、保護者とのコミュニケーションは、最終的に弁護士が入ってからもとれていないのですか。

学務課長 8月10日の、保護者会には出席していただきました。それ以降につきましては代理人の方からの連絡のみで、直接お話ができたのは、父親と9月3日、始業式には登校しないという連絡が入っただけでございます。

山田委員 その後、登校はしていない。

学務課長 いません。

山田委員 開示をもしできるとしたら、先ほど列挙された保護者会の議事録とおっしゃっていました。それからアンケート。できるとしたらほかに何かありますか。

学務課長 子供たちから聞き取った調査メモを先方が要求してきましたので、今その捜査が終わりましたら開示に向けてということで、準備は整えようと努力はしています。

山田委員 議事録については、その保護者の方も出ていたわけですね。

学務課長 出ておりました。

山田委員 出ていたものの場面の議事録がほしいということですね。すみません、立て続けに質問しました。

瀧田委員 今ちょっと私が聞き漏らしたかもしれませんが、学校に3日以降出ていないということでしたね。学校も2週間以上休んでいるんですが、それに対して学校側からは、子供に対してのコンタクトというものは何か努力していらっしゃいますか。

学務課長 学習プリント、その他連絡文書については、定期的にポストに入れております。

瀧田委員 会えない。会えないけど、ポストには入れて、それを受け取るということですね。

学務課長 はい、おります。

瀧田委員 そうですか。メッセージか何かつけて。

学務課長 細かな内容まではちょっと私も把握はしていなんですけれども。

瀧田委員 そうですか。すべての子供が一時的にはいろんなことがあったにしても、本当に順調にいつてくれることを私たちは願っているわけですから、心の傷がなるべく少なく、終息するような努力をしていただきたいと思いながら、ちょっと聞きました。

川村委員 代理人が3人かわりましたね。

学務課長 代理人は1回。

川村委員 そのかわった理由というのは何ですか。

学務課長 そこは私どもは聞いていないんですが、解任ではなく辞任と申しておりました。

川村委員 その辺はよくわからないんですね。

学務課長 はい。

山田委員 一番最初に一報が入ってから、まず先生方に聞き取りしたのは、担任だけですか。それとも先生みんなに聞いたのか。

学務課長 中学校は教科担当制でございますので、そのクラスに関係していた教員を中心に、7月25日ですので夏季休業中に入っております、全職員は集合はしておりませんから、出勤していた教員に対してということで聞き取ったと聞いております。

山田委員 それも状況報告というのは、向こうにしたんですか。

学務課長 それを2日間かけて行った結果を、27日に保護者と、それから相談者のところに報告に上がっています。極秘にという条件がついたので、事実の特定はできなかったということ報告に上がりました。そこに、その保護者が同席していたので、どなたかのお子様というのが初めてわかったということです。

山田委員 だれかもわからずにまず聞き取りを、クラス内のだれかであったかどうか。

学務課長 はい。

山田委員 クラスは。

学務課長 クラスはそのときはっきりしていました。

山田委員 じゃ、そこではコミュニケーションはしっかりとれていて、その後、USBの提供があつて、音があるからよく聞いてくれと言われて、調べてくれと言われて、そこで改めて今度はクラス全員にお聞きになって。これは夏休み中ですけれども、訪問されたんですか。

学務課長 それは部活動に来る子供たちを中心に声をかけながら、あとは連絡をとって学校に登校してもらい、聞き取りを行いました。

山田委員 これはクラス全員ですか。

学務課長 そうです。

山田委員 その結果については、保護者が8月10日、そのときまでに相手に伝える。

学務課長 6日の日に保護者様に、事実が出たものに関しては謝罪を校長がしております。

山田委員 そのときにその場で、それではもっとあるはずだというお話があつたんですか。

学務課長 相談者が、釣り針、毛ばり、それで刺されているはずだからもっと丁寧に調べてもらいたいということです。

山田委員 その釣り針あるいは毛ばりによる傷害というものがあつたということが、非常に保護者としては気になる。一番ポイントだという。

学務課長 そうです、はい。

山田委員 全体会には来られているんですよね、保護者は。

学務課長 保護者会には来ています。

山田委員 これはクラスの保護者会。

学務課長 はい。

川村委員 警察が入ってしまったのですね。学校側としては、もう警察の手に移ってしまったということで手を引いてしまうことのないように、そういう子供たちや保護者の対応を丁寧にやってほしいと思っています。そのところを大事にしてほしいと願っています。

学務課長 はい、わかりました。

八田委員 このケースばかりではないのですが、一般的なことだと思ってください。

今、説明がありましたが、最初の説明のとき、個人情報という言葉が2回ほど話されましたが、私が思うに、いじめに関して今のような時代の背景にあつて、教育界というのは個人

情報というものをどの範囲まで押さえているものなのか。我々が所属する医療の世界でもこの個人情報大きな問題になりつつあります。はたして、教育界ではどの辺くらいなら個人情報でも公にしていとか、口に出していとか、ここは情報開示が可能とか、ちょっと具体的に説明いただけますか。

個人情報と言っている内容のなかで、この部分はこれだけしか言えないとか、やれないとか、教育界だから必要だと思うので、個人情報について私たちに説明していただけますか。

学務課長 堅苦しく申し上げれば、市の条例がございますので、それにのっとっていけば個人情報あるいは情報開示というものに関しては、すべて黒くなってしまうというのがございます。ただ、こういういじめというようなことに関しましては、可能な限り親御さんの同意を得て、出せるものは出していきたいというふうには、私どもは認識しておるつもりでございます。

八田委員 わかりました。

山田委員 きょうのこの場は報告であり、経過の報告であって、その先これからのに向けての意見をもらいたいということでしたので、それ以上にはならないんだろうと思うんですけども、私なりの考えを述べるという形は。

委員長 それはご意見ですか、それとも経過確認ですか。

山田委員 意見です。もうこれで確認は大体終わったのかなど。

委員長 その後でご意見をお伺いしますので、もうちょっと確認作業を行いたいと思います。

教育長 最初に山田委員が言われた部分、ちょっと事務局の説明に補足します。弁護士関係なんですけど、9月3日に最初に弁護士さんから代理人になったと。1週間以内に学校が調査したアンケート等や保護者会の議事録を出してほしいというふうにありました。それは説明のとおりです。起算すると、11日その締め切りになります。10日付で開示されないのはおかしいという抗議の新しい弁護士事務所からの手紙が、来ました。私どもが受け取ったのは11日、学校を通してですけども、学校側が受け取ったのはということです。新たにこういうのを調べてほしいというのがあって、また1週間以内に返事をくれというふうな通知が、9月10日付の文書であった。

そして9月13日、3日後ですけども、その要求されていた代理人の方が全員辞めたという通知が来ました。

それで、18日付で新しい代理人より、今度これを調べてほしいという、新しい文書がきたところです。

山田委員 この件についての教育委員会の対応窓口は、学務課長ですか。学校ですか。両方ですか。

教育長 これは全部学校に来ているので、学校に来た日付を今申し上げたわけですから。校長あてです。

山田委員 向こうの窓口はちょっとかわっていますけれど、こちらとすると。

教育長 それは、学校が一貫して、学校が開示を求められていますので、学校がやることになります。

委員長 確認の中で幾つかあったんですが、最初に依頼を受けた弁護士さんというのは何人いるんですか。

学務課長 5名の名前が。

委員長 5人の弁護団を組んだわけですか。

学務課長 はい。

委員長 それは松戸市内の弁護士さんですか。

学務課長 ではありませんでした。

委員長 全員、5人とも。

学務課長 事務所名しか書いてございませんでしたので。

委員長 その5人とも辞任されたんですね。

学務課長 はい。

委員長 新たに就任されたという弁護士さんは。

学務課長 これも5名です。

委員長 これは、完全に違う事務所。

学務課長 今度は松戸市の弁護士事務所です。

委員長 松戸市内。

学務課長 はい。

教育長 学校から見せていただいた情報です。

委員長 わかりました。もし先ほどの個人情報との関連で、これはやっぱりまだまだ開示しないほうがいいなと事務局で判断されたら、それは捜査中ということをおっしゃってください。それで結構です。

それから最後に、山田委員が対応は学校ですかということをお聞きになったわけですが、その学校からは全部教育委員会のほうに連絡があつて、教育委員会は常に学校と一緒になつ

て考えて行動しているというふうに理解してよろしいですね。

学務課長 はい。

委員長 その際に、学校に提供ないし学校が知り得た中身は、ほぼ教育委員会も類似する情報は得ているということでしょうか。

学務課長 はい。

委員長 わかりました。

あとは、そのお子さん、被害者の方が9月3日以来ずっと登校していないということですが、これは保護者から登校させませんという通知か何かありましたか。

学務課長 3日の始業式の朝、父親より、登校はさせないというお電話が学校にありました。

委員長 そうですか。そうするとそのお子さんとは学校側も直接会って確認という作業はしていないですね。

学務課長 おりません。終業式の日を最後に、その子と学校職員は会えておりません。

委員長 したがって、学校も教育委員会も、そのお子さんと事実についてお話し合いの場を持ったことがないということですか。

学務課長 はい。

教育長 何と表現したらいいのか、間に入っている方のところで教育委員会の事務職員、学校側の3者で会ったのは何回か、お会いしているかと思えます。間に入っている方と保護者も同席されたこともあるんですか。

学務課長 あります。

教育長 被害生徒とは会っていません。

委員長 そうすると、中に入っている人がおられて、その人がかなり中心となって、学校側とその被害者のお宅またはお子さんとの仲介をとられているということですね。

教育長 弁護士5人が、最初の方々が辞めた後、その方が代理人になったというふうに伺っています。ただ、その後18日に、新しく代理人になった弁護士の方から、代理人になったと言われましたので、辞任通知が13日にあってから、5日間ですかね、代理人であったものと捉えています。代理人の通知をいただいたわけではありませんが、学校で確認したときに、代理人は私だと言われたそうです。

瀧田委員 電話ですか。

教育長 そうです。

川村委員 ちょっと聞きたいのですが、加害者11人ですね。その11人の加害者の生徒に対し

での対応というのをやってきていると思いますが、どの程度やってこられていますか、ちょっと知りたいです。

学務課長 全員からの聞き取りでしたので、その中から、本人から申し出があったもの、あるいはそれを見たものというぐあいにはありましたので、当人たちには事実確認をいたしました。それで、物の回数とか軽重、さまざまでしたので、それについては学校職員が手分けして、どんなからかいであろうが、今の時代、受けた本人が嫌な思いをしたものはすべていじめなんだよという、そういう指導は全員にしてあります。

川村委員 そのときの加害者の保護者は。

学務課長 保護者は保護者会に来ておりますので、そういったことは校長から話がありましたので、親御さんも、どんな小さなこともやはりいじめであるということは認識して、それで謝罪はしたいという申し出は親御さんのほうからありました。

川村委員 わかりました。

委員長 こういうケースは初めにこじれてしまうと、どんどんこじれてしまう方向にいくので、当事者がそれなりに謝罪をする、それなりにそれを受け入れるという機会がつかれるのが一番良いんですね。ただ、被害者の方がそれを今はちょっとお待ちくださいと言っているということですね。

学務課長 はい。

委員長 そうすると9月18日以降は新しい5人の弁護士さんとこの方と話し合いを持つことが中心で、向こうの親御さんとお話をするということはないわけですね。

学務課長 そこについてはまだ、私どもも連絡が18日、そして直接校長が話のできたのが本日でしたので、今後についてはまだ不明でございます。

委員長 要は被害者の方の親御さんは、情報を開示すること、事実関係をとにかく知りたいということ、特に毛ばり、釣り針による何らかのいじめがあったかどうか、それを中心に確認したいということにあるわけですか。

学務課長 と思っております。

委員長 それが一番の論点ですね。その事実関係がはっきりすれば、被害者の方も、それから加害者の方も、それなりにだんだん了解する方向にいくことは考えられますか。

学務課長 そうあってほしいと願ってはいます。

委員長 わかりました。

山田委員 そのための聞き取りを、これ以上他の生徒あるいはその11名に対してする余地とい

うのはあるわけですか。今はもう何か警察であれでやっているわけですよ、4名だか11名だか。それを学校として、この事実の調査をこれからしていく予定はあるんでしょうか。

学務課長 今現在のところは聞いておりません。

山田委員 聞いていないというのは、つまりないということですか。

学務課長 いや、それも、ちょっとこれはわからないということをお願いします。

山田委員 それは学校がやっているかやっていないかわからない。

学務課長 はい。

山田委員 調査をしているか、していないか、わからないということですか。

学務課長 警察の取り調べがあった以降については、状況に応じてということで、やる可能性はあるとは聞いていますが、今いつとか、そういった細かな内容までは、人数とかは聞いておりません。

山田委員 学校がまだ警察の取り調べというんですか、調査が終わったらやるかもしれないわけですね。わからないとおっしゃったのは、学校がやるかやらないかわからないということですね。

学務課長 そうです。

山田委員 やる余地はあるということですね。

学務課長 はい。

教育長 警察の事情聴取は全員ですよ。

学務課長 クラス全員。

教育長 それはもう一通り終わったと聞いています。

学務課長 終わっております。

教育長 今後もまた追加の事情聴取があるかどうかわかりませんが、必要に応じて、学校はもっと詰めなければいけない部分があれば、当然やるだろうというふうに思っています。必要なことは私どもも指導しなければいけないと思っています。子どもの心を解きほぐしながら事情聴取をされたと聞いておりますので、2、3時間かかった子どももいたようです。

とにかく、学校が事実行為を特定する場合、中一の発達段階を考えながらすすめることは、相当厳しいところもあります。

委員長 学校も教育委員会も捜査のプロではないですから、その辺は捜査当局に任せたほうがいいです。我々はそれを待つしかありません。ただ、川村委員がおっしゃったように、なるべく丁寧な対応をしていただきたいということです。

それと、医療機関による診断書は客観的な被害の状況を証明するものですから、それがどうかということは、捜査当局にお任せするしかないです。

教育長 委員長が今、言われていることは、私も記者会見をやっていて、推測を入れずに話すことのむずかしさを痛感しました。

委員長 と思います。自分が捜査しているわけじゃないですから。

教育長 非常に難しかったです。

委員長 したがって、教育委員会としても、そのところは根掘り葉掘り聞くわけにいきませんので、それはそれでいいと思います。

確認についていかがでしょう。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 さて、それでは確認はそれくらいにして、あとはこのような状態に対してどのように対応していったらいいか、あるいは今後我々はどういうふうを考えていったらいいかということですね。

山田委員、さっき途中までおっしゃったので、どうぞ。

山田委員 この事案についての話と、それから一般化した話と、また分けるか。

委員長 一般論でもいいです。

山田委員 まず、この事案です。今お聞きした情報、報道で出たペラ1枚の記事で出たものと、それから今聞いたものを引き合わせて、これは本当に難しい問題ですけれども、学校あるいは教育委員会の対応にもっとできることがなかったのかという視点で見直すことは、必要だろうと思います。

ただ、基本的に、これは大変重大な問題ではある、いじめという人権侵害の問題ですから、本当に広くとらなくちゃならないと思うんですけれども、それだけにどこにでもある、いつでもある、昔からある問題でもありますので、この事案のことだけを取り上げてどうこう言うというのは大変難しいんですけれども、学校だけの問題ではないと私は感じております。

これはちょっと語弊があると申しわけないんですけれども、こういう環境を生んだというのは、大津市の条例の問題でも最近報道されていますけれども、非常にいろんな要素が絡み合っていますので、学校だけで解決あるいは防げるという問題ではない。ただ、学校の姿勢というものは問われるし、ものすごく大切だと思いますので、そういった意味で、どういう対応があり得たかということについては、事態の進行を見ながら、反省するかどうか、その事実を冷静に見ていって、どのタイミングでどうだったのかというのを、できるだけ文書化

して、これは何も隠すことでも守るものでもないので、これはできるだけ早く整理して、出せる段階になったらきちっと共有化を図るといふ、そのことだろうと思います。前提として、私も学校だけの問題じゃないとはもちろん思っているんですけども、学校で出てくる。

そうなったときに、今回のお話を聞いていて、例えば7月25日に情報提供があり、26、27で、27ですか、25、26ですか、で、学校の先生方のヒアリングを行った。そしてそれをお伝えした。その後、USBが提供されてから、やはり二、三日の間に主な生徒の聞き取りを終わって、それについての報告をし、かつそこで謝罪を1回入れているという、この最初の初動に関して、これが余りにもまずかったというふうには私はちょっと感じられないんですね。

だとすれば何なのかというところで、もしかしたら重要だと思っている問題点、認識にずれがあったことが、その温度の違いに気がつかなかったということなのかもしれないというふうに感じています。だから、これは本当に当事者間のコミュニケーションの問題でもあるので、ここら辺は一つ、もし整理するとしたらしておくべきだろうというふうに思います。

その後、夏休みの間に、全校集会じゃなくて、臨時保護者会を10日にやっていらっしゃるということですね。それから、全校生徒にアンケートを行っているというようなことも含めて、これらから見出せることが何かなかったのかという、聞き取りとかアンケートの読み取り方についても、検証はやっぱり必要なんだろうなというふうに思います。

もしそこにそごがあったんだとすれば、そこは率直に、保護者なり代理人なりわかりませんけれども、申し上げることで解決の糸口とする。だれが悪いという犯人探しというよりも、そういった、もしコミュニケーションのそごがあったとすれば、それは真摯にそういうことを申し上げるということがスタートじゃないかなというふうに思います。

とりあえず、この事案に関してはそう感じました。

川村委員 最初は5月ですよ。そのときの、子供の様子をキャッチできなかったのでしょうか。何かちょっと変だなとかおかしいなというのは、やっぱりあると思うんですよ。その辺あたりをどうしたのかなというのが、ちょっと気になります。

山田委員 それは、先生方から出てこなかったというのが、わからなかったんですかね。

川村委員 先ほど山田委員も言ったように、いじめというのはどこでも起こり得ると思います。人間ですから自我を中心に動くんですけども、そういうクラスの中で個と異質の他者とのかわり、集団の中で議論しあいながら人間の生き方を学んでいくわけですが、その兆候を最初にキャッチできなかったのかなというところが、気になるところです。

委員長 今回の中学校のケースもそこは検証してみる必要がありますよね。全国で起きている

これに類似するケースを、新聞や報道で見聞きする限りでは、今、川村委員がおっしゃったように、結果論ですが、最初にそこ気がつかなかったのかなど。あるいは、どうして気がつかなかったのかなどというのはどうも感じます。これは全く結果論です。実は表に出てきておっぴらになったのはこの時点だけど、入学式のころからもう何かそんな徴候があったんだというのは、これは結果論です。その時点では当事者は、特に学校教員は、そんなことがあろうなんて思ってないし、気づくようなアンテナも張っていないかもしれませんね。

だから、そこは非常に難しいとは思いますが、一応質問が出ましたので、学校側に、今回の事例においては、初期のころに何かそれをキャッチするものというものがなかったかどうかですよね。なかったとすれば、それは気がつかなかったのか、あるいはもっとほかの理由があったのかですよね。ここは非常に微妙です。

山田委員 ちょっと関連して、うちのせがれが5年生なんですけれども、この間本部長が出ていただいた珠算の表彰式のときに見ていて、私は後ろからひやひやしています。山田君がいるとクラスが丸くおさまるんですって、担任の先生から評価を受けています。だけど、前からこういうちょっかいを受けるんです。自分の子供にも本当に、いつかやり返せと言おうかなど思っているんですけれども、本当に私はあの席で実はひやひやしていたというか、私に似てずうたいがでかいんですけど、そうなんです。これが、じゃいじめかという、私はそうじゃないと思っていますから、別に何ということはないですけども、どうもクラスとか昔からの保育園の時代の仲間から、どのつき合いを見ても、いつも、よく言えば人気者なんですけれども、非常に心配な場面は今までもあって、こういうこととの境目をどう見極めるかというのは、果たしてだれが専門家なんだと思うぐらい大変難しい問題で、別に多分うちの子供は気にもしていないというか、わかってもないくらいのお話を親が勝手に心配しているんだと私は今、思っていますから、こういうことについては、どう分析していったら。

それから、Q-Uテストってやっていないですよ、まだ1年生では。やるんですしたっけ。中1はやっているんですしたか。

(「やっています」の声あり)

山田委員 そういうところでも出ていないんです。

指導課長 この場で申し上げていいかどうか。

山田委員 じゃ、結構です。だから、そういうきっかけをどこで見つけるかということに、いろんな方向からのアプローチがあっというと思うし、最終的にやっぱり現場でどう、その空気の中で、先生なりあるいは周りが感じるかということに、最後はキーがあるような気が

するんですけど。大変難しい問題です。

瀧田委員 私は人権擁護委員の立場から少しお話しさせていただきます。教育委員として何が言えるかという、とても難しいと思っています。

人権擁護委員としては、子供専門委員が大変力を持ってきて、学校の問題の中で、個人の心の問題には、ある意味専門家として対処しています。人権擁護委員が即結論づけるということはできず、相談の範囲内であって、相談の中に人権侵害があったとしたときは、法務局が直接調査するわけです。調査の段階になると人権擁護委員といっても、守秘義務の中で、もう知ることはあり得ない。法務局が直に極秘に調査するわけです。ただし法務局の人権擁護の調査というのは、残念ながら、今のところ調査に対しての強制力がないということは大変大きな問題点なのです。

調査の結果、片方に罰則を与えるものではないということで、両方に説諭というような形で、その辺が罰則を与えたり罰金を取ったりということがないものなのです。ただ、絶対子供の名前が外に出るとか、その事象が外に出るといったことはないんです。それを守ってあげることで、指導はされ、是正はされたかもしれないけれども、そのことが公表されるということはないんです。だけど、警察とか、やっぱりある程度マスコミとかになると、もうある意味公表されてしまって、とても残念だといつも思います。

この事件はもう公表された後ですので、先ほどから話に出ている5月の中旬、発端は足をけがしたことなんでしょうか、その段階でご相談があれば、双方の子供たちにきちっとした調査や説諭ができたと思います。今は弁護士もついているということで、弁護士がついてしまうと、法務局は一切、関与することはできません。警察が入ったということになっても同じです。

ですから、今の段階は大変難しいと思っていますが、さっきから子供の声が全然聞こえなくて、親が学校に行かせない、20日間近くも子供を学校に行かせない。それが子供の気持ちから出ているものなのか、親が行かせないか。それは親が学校に行きたいと言っているのに行かせないとなると、そこに子供に対する虐待ととらえられることがあるわけです。ですから、子供の心が本見えてこないのが不思議です。その辺が非常に心配なところです。

子供といえども、もうゼロ歳から人権はあるんです。口に出せるか出せないかなので。ですから、子供の人権を考えたときに、親がこう言っている、親がこう言っている、これは本当は子供の人権を無視した発言なんですね。ですから、子供との接見というものを何かとらなくてはいけないというふうに思います。

それから、被害者のほうは、足のけがが最初だったんでしょうけれども、その段階でどうだったのかなという疑問は残りますが、おもしろ半分のレベルなのか、その辺は心配なところですが、加害者といわれる子たちの将来もきちっと保障してあげなくてはいけない。その子たちの人権も守ってあげなくてはいけないわけです。それを13歳ぐらいでレッテルを貼ってしまうようなことは絶対に避けていただきたいというふうに思うわけです。

ですから、被害に遭った子も、もう学校にも通えない、近所でも何か友達づき合いもできなくなったということに発展しないように。それから、一緒になってやった子にはきちっと教えなくてはいけないけれども、この子たちの心もずたずたに傷つくことのないようにしてあげる専門家というのは、探さないともずいと思います。

学校の先生は授業も充実したものが要求され、部活も時間を拘束され、何が起こるかわからないエネルギーな子供の心のケアを全部やれというのは無理です。ですから、ほかの機関を、しっかりこの際、学校の中に私は入れるべきだというふうに思います。それが人権擁護機関でも何でもいいですが、ある程度専門的な知識を持った人間、それから学校に対して客観的な立場の人を何人か用意しておく必要が、あるのではないのでしょうか。初期的な段階で専門家にゆだねることも考えたいですね。

このことがこの事件に対してどういうふうになるかはわかりませんが、気になっているのは、子供を学校に行かせないとか、子供と直接話さない、話させないとか、そういう親のエゴ的な、あるいは完全に子供の人権侵害に入っていると、私は思います。

教育長 今の親御さんとの関係は一般論ということでご理解してよろしいですね。

瀧田委員 はい。

委員長 そうですね。その件については、全く情報がありませんので、議論しないことにしましょう。ただ、一般論では瀧田委員のお考えですね。それは子供に対する対応です。

学校または教育委員会の今後の対応としては、何らかの第三者機関あるいはそれに類似する部署を設けて、専門知識を持った人に、何か対応していただく、あるいは相談を受けるといったことが考えられます。これは難しいかもしれません。あるいは教育委員会の中にそのような組織ないしは部署、あるいはそういったチームをつくっていただいて、そこで学校の内外で発生した子供にかかわる問題の相談を受け付けていただいて、検討をしていただくというの、一つの対応策かもしれませんね。

山田委員 ちょっと戻るんですけども、いいでしょうか。最初の情報提供から大分段階を踏んできて、情報がUSBまで出た段階で、被害を受けた生徒さんのほうから名前は当然出て

いたんじゃないですか。出ていないんですか。

教育長 加害者側のということですか。

学務課長 7月27日は4名の。

山田委員 4名の名前を言ったんですか。

学務課長 保護者から出ています。

山田委員 保護者から。

学務課長 の相談者から出ています。

教育長 真ん中に入っている人が、4名の名前を挙げたということです。

山田委員 挙げたんですか。

学務課長 はい。

山田委員 そうしたら、そのほかに11名までわかったということですね。

学務課長 はい。

山田委員 今、問題というか、この事案をどう……。

教育長 聞きとりの中でトータルそうなったということです。

山田委員 今回、今、捜査をしているというのは、何の捜査をしているかといったら、それは告訴したんですかね。傷害罪という刑法の問題ですか。

委員長 わかりません。

教育長 NHKの報道によると、被害届を出したとのことですが、そこから先はわかりません。

山田委員 学校としてどうできるかということを考えたときに、学校に対してどうしてくれるというのは、情報提供してほしいというのを、今度は弁護士ルートから言ってきている。そういうことですよ。

今後の問題は、これは現場でというか、教育長を中心にご判断いただければいいんですけども、例えばこのアンケートであるとか、Q-Uテストであるとか、いろんな事は段階を踏んでいると思うんです。それは例えば名前を消したら出すべきものなのかは慎重にちょっとやっていただきたい。これはいろんなことにやっぱり波及するので、望んだものを出していないから悪いという結論ではないということは私は、教育委員の1人としては、それは信念を持って思わなくちゃ。ただ、そこに教育的な、どういう見地を持って一貫した対応をとるかというところは、非常に必要だと思うんです。それは少なくとも教育委員会とか教師のみを守るための行動であってはいけないけれども、やっぱりどういうふうに教育的な意味を持つかということに関しては、しっかりと判断して情報を。情報を求められているだけの、

今、教育委員会というか学校側の立場だとすれば、そこは非常に大きなポイントの気がします。

川村委員 自分の体験、経験の中から思うのですが、特に加害者11名ですがこの加害者同士の保護者との関係、例えば補償問題になると、その辺でのトラブルが発生することがあるので、慎重に対応してほしいと思っています。

山田委員 さっきの発言をちょっと補足しますと、出すべきじゃないと私は申し上げているわけじゃないんです。出すべきものは出さなくちゃ、出したほうがより本人のためになるという事は、やっぱり出すべきだと思いますけれども、すべてを出すかどうかについても、慎重に。

委員長 いかがでしょうか。八田委員、その辺の情報開示のことですが、総論的には、今、山田委員がおっしゃったようなことなんですよ。出すべきものは出す。しかし、出さないほうがいいと思うのは出さない。その線引きをどうするかというのは、非常に厄介ですね。

八田委員 社会がこんな事態になってきていますから、私の考えでは、その後の個人情報というのは、今まで通りにはいかなくなる。むしろ、これまでの考えでは先に進まない事態になる。そんなことを思ったりしています。

実は、先ほどから少しだけ医療の話をしてきましたが、松戸医師会は役所の仕事も請け負うところが多くあります。公的な検診などですが、その際、役所から相当厳しく、ある個人情報の取り扱いについて言われるのです。ですが、本来、医療の現場でも個人情報の問題はそれなりの注意を払って行っておりますが、それ以上のことを言われると業務は遂行できないこともあります。そのことを伝えたら、少し緩めることにしようといいました。こういうこともありますので、教育界ではどういうところで線を引くのかを知りたいと思ったからです。

8月の委員会会議でしたが、私の幼稚で滑稽な「いじめ」の体験談を話しましたが、皆様、記憶しているかと思いますが、この4名の方には、同じケースですが、ご兄弟はいるんですか。全部一人っ子ですか。何人かご兄弟がいたとか情報はないのですか。あるいは、話してはいけないことですか。私は、自分がいじめを受けた体験談のなかで兄弟である兄の話をしています。それがどのような意味があるのか言いたかったのですが、今回の場合は、4名の被害者にご兄弟がおられたのでしょうか。

(「加害者」という声あり)

八田委員 いいえ、私は被害者の方のほうです。被害者は一人っ子か、何人かご兄弟がおられるのかを知りたいと思っています。そんなことはわかりませんか。被害者の家庭環境に

についても知っておく必要があると思うからです。そのことは言えませんか。

それはそれとして別な視点から、そこの続きとして考えるなら、何か同学年とか教師と学校とかの発想を変えて、同じ学校でも高学年の生徒が下の生徒の面倒をみるとか、関わりを持つなどがあっていいし、あるいは、地域の中学校には高等学校がなにかに関わりを持つようなシステムがあって良いのではないか。全国に松戸発の意見として発信してみてもどうかかなあ一と思う。なにしろ、今、どの家庭でも兄弟が少なく、一人っ子が多いのが現実ですから、上の子が下の子を守ることなど考えられないので、それに代わる何らかを考えなければならぬと、先月、私が発言させていただいたわけです。

私の申し上げたかったところはそのへんまでです。

委員長 思い出しました。以前八田委員ご自身が小さい頃いじめに遭ったという経験をお話しされました。結論としては、それでお兄さんに中に入ってもらって、結局問題が解決できたということでした。つまり兄弟がいるということのありがたさといいますか、そういう形でも問題が解決できるんだということの一例としてお話しいただきました。

教育長 よろしいですか。いじめに限らないことですが、だめなものはだめ。もし間違えてやってしまったら謝罪して、再びしないようにするということが大事。逆に誤解されてという部分があれば、それはそうじゃありませんということもきちんと明確にきなさいと。そういうことに目配りをしながら、最終的にはどのお子さんも、どっちにとっても非常に辛い状況ではあることは事実だろうと思いますので、そこから転換できるようにしていきたいと思っています。

そういう意味では、最初に部長から申し上げたように、随時報告させていただきながら、学校支援チームなども含め視野に入れているところです。予算も必要となりますので、今現在明確にはなっていません。しかし、一番はお金よりも人材が大きな問題です。ものすごく時間と手間がかかりますから、そういうことを根気強く、ほつれた糸を解きほぐすような作業が必要となってきますので、なかなか片手間にできる仕事ではないということになります。実際に制度をつくっていく場合、これは大きな問題になるものと思っています。

川村委員 平成18年度、あのころにいじめとか不登校の多い中で、松戸市としてはいじめ対応策というものを立てて、マニュアルを作成し、指導課の指導主事たちが夜遅くまで残って、親や子供からの相談を受けてやってきています。特にQ-U調査、豊かな人間関係づくりの取り組みも市教委としてはやってきていますが、これからも続けていってほしいと思います。

山田委員 先ほどの支援チーム、あるいは第三者による外部からのということについては、継

続してぜひ検討をしていくということと、それからもう一点は、教育委員会の事務局を初めとする現場としてどう対応するかということとともに、私たちの勉強も進めないで、こういったときにどういうふうなところにポイントを置くかというのは、やっぱりいま一つ、ちょっと感覚が遠いですね。これについてはぜひ勉強なり情報を取って、先進的な教育の一方でどうフォローしていくかという、こういうことだけに限らず、はかばかしくないことについて見識を高めるということをやらなければ、有益な議論ができないかなということ、ちょっと感じました。

委員長 そうですね。前回の教育委員会会議の後、勉強会をやりました。きょうの臨時教育委員会会議の目的は、これまでの経過を教えていただくことと、それから我々自身もそれについて考えて、皆さんで意見交換すること。1回の議論で、回答が出るということはありません。ですから、委員会としては、きょうのこの会議だけでなく今後もずっと継続してこういった議論や意見交換をする必要があると思います。

もうそろそろ時間が来ましたので、何か最後に一言ありますか。

瀧田委員 私が言うてしまうというのもあれなんですけど、ごみをつけるとか、何かそのレベルというのは、私は、それを嫌がらせととればそうなんでしょうけれども、やっぱり身体的な傷をつけるとか、それから心に非常にダメージを受けるような発言を浴びせかけるとか、そういうことはもう完全にいじめといわれるもので、だめなものはだめとはっきり教えなくてはいけないんですが、さっき八田先生がおっしゃった、兄弟はいるんですかという、唐突なご質問に思ったかもしれませんが、兄弟仲間でもまれたり、守られたりして育った者からみれば、もうしょっちゅう痛いところがあったり、心を傷つけられたりしながらたくましく育っていくんですが、それを要求しては今の子にはいけないのかなと思いながら、でもやっぱり強くなってもらいたい、一人一人の子供が強くなってもらいたいというのが、私の願いです。そして、人を傷つけたり傷めたりすることはしないけど、とにかく生きるのに強くななくちゃ生きられないということは、やっぱり原点に置いていただきたいなというふうに思うんですがね。それはちょっと言っちゃいけないことなのかどうかかわからないんですが、とにかく強くあってほしいと思います。

教育長 いじめの定義を踏え、今先生が言われたことを十分含みながら、これも対応したいと思いますが、とにかく一般的にこうだと断定しにくい時代と捉えています。

瀧田委員 一般的にはね。

教育長 一般的にはそうですね。

瀧田委員 ある人にとってはということですね。

教育長 はい、そうなんです、今の表現も適切であったかどうかとも正直わからないところがあります。

瀧田委員 誠意ある取り組みをしていただければ、本当に。

教育長 誠意をもってやっていきたいと思います。

委員長 最近、考えてみたことがあります。法律的にいじめって何だろうな、それを抽象論で言うとなんかということ。ある程度の文章を自分なりに考えてみました。

それを申し上げますと、いじめとは、ある状況において優位にある者が劣位にある者等に対し、その者の望まないことを、あるいはその者の意に反することを、故意または過失により、いかなる手段及び方法をとるかを問わず、不法に精神的または物理的に圧力を加えること。つまりストレスを与えることですね。

山田委員 法律家の文章ですね。

委員長 と思います。

山田委員 正確に言おうと思うと、自然とこうなるという。

委員長 僕なりに考えた文章です。

これは大人の社会もそっくりなんです。子供の世界だけじゃないんです。いろんな嫌がらせというのは大人の社会にでもあって、それぞれの組織にもある。そこで一般論としていじめとは何かを考えると、こんな定義になるかなと思いました。

さて、それではどう対応するかです。よい組織というのは、問題のない組織ではなくて、問題を解決できる組織であると思っています。いじめを全くゼロにすることは不可能だとすればどう対応するかです。我々としては組織として、問題を解決する知恵をつくっていかなくては行けない。なくなるとすれば、いじめの問題は常にあるという前提で、どう解決するかということを真剣に考えておく必要がある。

そういう意味では、今までの基準も大事にしつつ、それから新しい基準も検討する。それから、一つ、いつも出てくるのは加害者、被害者、その親御さん、学校、弁護士、警察等が典型的な当事者です。この当事者に考えてもらうことも大切ですが、それだけでなく、子供たちにいじめというのは何だろうか、いじめをするということはどういうことなんだろうか、あるいはいじめをする、しないというのは自分にとってどういうことなんだろうかということを、子供たちに考える時間、議論する時間、そういう子供たち自身の問題として何かそういう場を積極的につくっていく、それも必要ではないかなという気がします。

大人は大人の立場で子供のために、子供のためにと言うけど、それは子供にとっては逆に迷惑かもしれないこともあり得ると思うんです。子供には子供なりの意見や考え、子供のおかれている立場、子供たちの中にあるマナーみたいなものが大きく影響しているかもしれない。これほどいろんなメディアが進んだ時代、特に携帯等の電子機器のコミュニケーション手段が進歩した時代に、我々は、子供たちは、どうやっていじめというものにつき合っていくか、これを考える場というのが必要かなという気がしました。大人だけが考えるんじゃないで、子供と一緒に考えてみようよということも必要だと思っています。

そんなことも考えながら、これからは勉強会をやっていきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

瀧田委員 はい、お願いします。

山田委員 さっき言ったこと繰り返しですが、ぜひ、守っているというのは何を守っているかというのが誤解されると、やっぱり今度は組織全体の問題になるので、そうでないというメッセージをどう丁寧に出すかということは、大変だと思うんですけども、これは大切です、ましてやこの組織を守るためだけのふうにとらえられるようなことにはなっていただきたくない。これは、よその町の事例が報道だけ見ていると大変ひどいみたいなことになっていますので、現地を見たわけでも聞いたわけでもないのに、松戸市はそうでないということに、我々は自信を持っていきたい。心がけですね。

教育長 また別途の時間で結構ですが、今山田委員が言われたことも一番悩むところです。具体的にどうするかというのは、方向については全くそのとおりでと思います。しかし、先ほどのチームも含めて、アイデアはさっき申し上げたみたいに異存はないんですけども、現実にはどうやっていくかは意外と難しい問題なんです。

委員長 そうです、運用は。難しいです。

山田委員 すみません、重ね重ね。

委員長 最後に事務局のほうで、何か言い足りなかったことやつけ加えることはありますか。

学校教育担当部長 また引き続きお願いしたいと思います。

委員長 それではよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 これをもちまして、確認及び意見交換は終結とさせていただきます。

本日の議題は以上です。

◎その他

その他に移りますが、何か皆さんのほうでございますか。

(「ありません」の声あり)

◎閉 会

委員長 なければ、以上をもちまして、平成24年9月臨時教育委員会会議を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

閉会 午後 6時20分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員